

令和元年度第2回指定管理者選定等審査委員会議事録

審 議 日 時	令和元年10月4日（金） 9：30～11：00
審 議 場 所	第1会議室
出 席 者	<p>【職員委員】 副市長（委員長）、企画部長、福祉子ども部長、保険健康部長、建設部長、教育部長</p> <p>【市民委員】 田中明彦、柿原健、笹嶋愼彦、永田孝夫、西尾賢一</p> <p>【説明職員】 福祉課長、長寿介護課長</p>
事 務 局	財務課長、財務課課長補佐兼資産経営係長、資産経営係担当2名
<p>【事務局】</p> <p>本日は委員全11名出席 本日の次第についての説明。</p> <p>議事1：指定管理者の候補者の選定（かとれあワークス、地域福祉センター、いきがいセンター） 議事2：その他</p> <p><u>議事1：指定管理者の候補者の選定（かとれあワークス、地域福祉センター、いきがいセンター）</u></p> <p>委員長 議事1「指定管理者の候補者の選定」ですが、かとれあワークスの指定管理者の候補予定者であるかとれあ福祉ネットから説明をお願いします。</p> <p>かとれあ （今後5年間の事業計画を説明。）</p> <p>委員長 ただ今説明がありました事業計画についてご意見等ありますか。</p> <p>永田委員 精神疾患をもつ人の中でこういった施設に来られない人は知立市内でどの程度おられるのか把握していますか。また、精神疾患のために引きこもりになる方も見えると思います。近頃話題になっていますが、かとれあワークスでは知立市内についてどんなことをご存知ですか。</p> <p>かとれあ 正確な人数については行政の方のほうがご存知かと思います。正確な人数はわかりませんが、精神の障害があって、どこもサービスも受けられず、繋がりが医療機関しかない方はたくさん見えるのではないかと思います。福祉施設というのはいろいろありまして、かとれあワークスは地域活動支援センターという形でやらせていただいています。他にこういった障害者福祉施設ですと、就職に向けて対応していく施設もあります。地域活動支援センターは、就労まではいかず、家から一歩でていくために必要な施設であり、まだどこのサービスも受けていませんが家の中で困っている、そういった方に利用していただくことを常に考えています。目標の中でもお話ししましたが、まず施設のことをよく知っていただく機会を作っていかないと、地域との繋がりができなくなってしまいます。一番情報を持っているのは病院のような医療機関の方だと思いますので、地域の方によく知っていただくために医療機関と連携していきたいと思っております。また、民生委員の方にボランティアで施設の中の様子を見ていただいておりますので、民生委員の方を通して、かとれあワークスに一歩でも足を運んでいただけるようにしたいと思います。</p> <p>福祉課長 ご質問にございました精神障害者の人数について、古い資料にはなりますが、精神障害者保健福</p>	

祉手帳によると、平成 27 年度で 454 名いらっしゃいますので、今でも 450 名程度いるのではないかと思います。

田中委員 地域福祉センターとの連携はやってみえると思いますが、その他に同業者や知立市外部等、ワークス独自でデータの掘り起こしができるような算段はあるのでしょうか。

かとれあ 日々良い方法がないか探しています。福祉施設が各地域にありますので、そういったところとの連携をとることを考えています。また施設によって事業内容が変わってきますので、就労のための施設にもう少し緩やかに対応した方がよい方がいらした時は連絡を取り合う等、施設間でも利用者の条件に合った支援ができるように連携していきたいと思っています。知立市内では、障害の方の集まりがありますので、そういったところでの横の繋がりを福祉施設の方でも作っていくということと、まだ活発ではないですが、医療機関の方でも地域に向けた横の繋がりを作っているところがありますので、そういったところとも連携しながらやっていきたいと思っています。また、相談支援事業所の相談員が一番身近で利用者と接していると思っていますので、連携を今まで以上にしていきたいと思っています。

笹嶋委員 行政の縦割りが問題でありまして、あまり他のところと連携が上手くいかないということですが、障害者の関係でも話がありましたように、病院は情報の守秘義務がありますが、民生委員は充分把握されていると思います。民生委員との会議等はやられているのでしょうか。そういったところから情報をもらう方がよいと思いますが。

かとれあ 定期的な会議というのはありません。民生委員の中でいくつかグループがありますが、その中の障害者グループの方には、かとれあワークスに実際に足を運んでもらって実際に見ていただくといった活動しかしていないので、これからはもう少し連携をとれるようにしていきたいと思っています。

西尾委員 かとれあワークスに入っている人は何人くらいで、どういう状態になったら卒業できるのでしょうか。

かとれあ 人それぞれであり、何年経ったらというのはなんとも言えません。年齢によっても異なってきます。高齢で入った方については、病状を安定させながら生活していくために通うという方がいますので、長く利用されています。かとれあワークスは始めて 21 年になりますが、開始当時から通われている方もいます。若い年齢の方については、社会に出て仕事をしていきたい方がいますので、家から一歩出ることを始め、毎日外に出る、次に時間を長くするということをしています。早い人だと、1 年程で次の施設にステップアップします。

西尾委員 物理的な問題で、卒業させていかないと新しい人を募集して入れようとしても入れないじゃないですか。今待機者が 270 人くらいですかね。キャパの問題はどのように考えていますか。

かとれあ ずっとかとれあワークスに溜まってしまうと次に利用したい方が利用できなくなってしまいます。年間を通して、新しい施設にステップアップするのは 2、3 名くらいになるので、新しい方が入れる余地もそのくらいになってしまいます。もう少しステップアップ先の施設や相談支援事業所の相談支援士と連携していきたいと思っています。

西尾委員 自主事業で全部やっているのならいいですけども、見方を変えると、ある特定の人に相当お金を使っていて、不公平にも見えます。ステップアップさせて次の人を入れるようなことをもう少し考えていただきたいです。

副市長 ありがとうございます。皆さんからそれぞれご意見をいただきました。また、運営にあたりましては、今日お話したことを頭に入れながら進めていただければと思います。ここで採決をとらせていただきます。かとれあワークスの指定管理者の候補者について、「かとれあ福祉ネット」に賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

副市長 全員賛成ですので「かとれあ福祉ネット」に決定いたします。
次に、地域福祉センターの指定管理者の候補者の選定を行います。指定管理者の候補予定者である、知立市社会福祉協議会から説明をお願いします。

社 協 (今後5年間の事業計画を説明。)

委員長 ただ今説明がありました事業計画についてご意見等ありますか。

永田委員 3のP.14の貸付事業はどういう制度ですか。件数がほとんどないのですが、ないのが普通なのか、それとも皆が知らないのですか。4の資料を見ると、令和元年度の予算について、福祉資金貸付事業は596千円とありますが、これはどういう趣旨で行われていますか。なくてもよいのですか。もう一つ、3のP.9で福祉車両貸与事業について、今年は前年度から30件増えています、51件というのは多いのですか、少ないのですか。もっとあってもいいと思うのですが。私もケアマネージャーの方にお世話になるまで知らなかったですけども、広報はどうなっていますか。

社 協 まず、P.14の貸付事業につきまして、社協の貸付事業というのは大きく分けて2つあります。1つは愛知県社会福祉協議会から行うようにいわれている生活福祉資金貸付事業です。これは、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。学校に入りたいけどもお金が足りない母子家庭の方等を対象に就労資金等の貸付をしています。もう一つが、P.15にあります、かきつばた資金貸付事業です。こちらが社会福祉協議会で行っている貸付事業になります。例えば、夕方5時くらいに来られる1,000円くらいしかお金がないといった方に10,000円以内でお金を貸す等、皆さんから集められた会費をストックし、そちらでお貸しするといった制度になります。P14、15の愛知県の生活福祉資金貸付事業というのは、区分が多くありますが一つのものであり、あまり相談もないということでご理解いただければと思います。かきつばた資金貸付事業についても、お貸しすると中々返してもらえないことが多く、最近ではセカンドハーベストといった、食料をストックし、1,500円払えば送ってもらえるという制度もありまして、なるべくこちらも貸さないようにし、そういったものを活用して生活を立て直す方に目を向けてもらうようにしています。また、福祉車両貸与事業についてですが、社協の運営の妨げにならない程度に行っていて、いつでもお貸しできるものではないため、宣伝も少なくなっています。

永田委員 貸付制度に限らず、低所得者の方や困っている方に様々な補償があると思いますが、このくらいのものであれば、他の補償制度と整理してなくしてしまってもいいのではないですか。窓口を一つにした方が知立市全体としてよいと思います。県からいわれている事業はなくせないかもしれないですが、他のものと整理することはお考えになったことはありますか。中々難しいですか。

社 協 実際に利用が少なく、額も最高50,000円、保証人のない方だと10,000円以内でお貸しできる制度になります。一緒にできるような事業があればいいのですが…。知立市民の中でも毎日困ってみえる方がお見えになります。先程説明しましたセカンドハーベストでも、どうしても必要な方には提供していますが、現金でないと困る方もお見えになりますので、条件に当てはまれば現金をお貸ししています。今日を生きていくために必要な資金はお貸ししてでもなんとかあげたいと思いますので、なくしてしまうよりも現状でやっていきたいと思っています。他に一緒にできる事業があれば考えてもよいと思いますが。

永田委員 生活保護を受けている方とは限らない訳ですね。

社 協 限らないです。生活保護であれば一定の金額が支給されますが、すぐに使ってしまう方もいらっ

しゃいますので、同じようにやらせていただいています。

永田委員 生活保護の窓口との連携等は社会福祉協議会ではどうしていますか。

社 協 随時、生活保護とは連携させていただいております。先程の補足で、お金を貸すだけでなく、仕事場の紹介等もしていきまして、その中での一つ的手段として貸付があります。一度、生活保護を受けると中々抜け出せないで、会社に紹介し雇ってもらい、一緒にハローワークに行く等をする事で、なんとか生活保護にならないようにしています。障害者手帳のある人や高齢者は年金がもらえますが、年金がもらえない軽度の障害者で社会に溶け込めない人が結構いまして、そういった方が対象になるかと思えます。

副市長 ありがとうございます。様々な生活上の問題に対応していただいているということでした。

ここで採決をとらせていただきます。地域福祉センターの指定管理者の候補者について、「知立市社会福祉協議会」に賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

副市長 全員賛成ですので「知立市社会福祉協議会」に決定いたします。

次に、いきがいセンターの指定管理者の候補者の選定を行います。指定管理者の候補予定者である、知立市シルバー人材センターから説明をお願いします。

シルバー (今後5年間の事業計画を説明。)

委員長 ただ今説明がありました事業計画についてご意見等ありますか。

永田委員 P.3に事業報告がありまして、P.5に事業実績がありますが、申請書としては問題ないかもしれませんが、私にはよくわかりませんでした。P.5にある管理的職業、専門的・技術的職業等が、何のことなのかかわかると良いと思えました。今までも説明いただいているので私はわかっていますが、書類としてはもう少し具体的でないかと何をやっているのかかわかりません。

シルバー まず、P.5のサービスの職業については家庭での家事援助や、清掃、料理等を主に計上しています。農林漁業の職業については剪定業務等があります。生産工程の職業については独自事業としてリフォーム等を行っています。運搬・清掃・包装等の職業については会社での清掃等があります。これが国に報告する様式になっていまして、このような形で提示させていただきました。もう少しわかりやすくする方向で考えていきたいと思えます。

田中委員 P.16の表について、令和2年から6年までの数字を見ると、年々増加しています。このように増加して活発にいけばいいのですが、この右肩上がりに上がっていく算定根拠を簡単に教えていただければと思います。

シルバー 事業活動収入の80%~90%近くが労務費となり、最低賃金等を下回らない程度で配分金としています。最低賃金が近年上がってきていますので、それを勘案しています。

田中委員 それでは全体のベースは変わらないということですね。

シルバー そういうことです。会員数も中々増えませんので、1%程度上げて計算しています。

西尾委員 今後60歳以上の定年した人が増えていく中で、こうした事業は非常に重要だと思います。一つ目の質問ですが、事業活動費を増やし発展させていくためには、ニーズの発掘とシーズを集める活動が必要だと思いますが、そのような活動はどうされていますか。また二つ目の質問ですが、今のシルバー人材センターの登録等について問題を感じているのですが、登録すると互助会の会員にならなければならないという規則がありますよね。その会員費に2,000円かかり、親睦会等に使われていますが、登録はしたいが親睦会はしたくないといった人にも何故会員費の支払いが

必須なのですか。また、講座等をやられているのも非常に良い事だと思いますが、講座の募集の仕方が募集される側の立場に立っていません。例えば、講座の情報が広報に出っていますが、と電話で聞くと、電話でなく直接来て書いてください、書いた後にそれが正式に決まるかどうかはホームページで確認されるか、また見に来てくださいと言われます。なおかつ、それができなければ登録証が渡せず、登録証を取りにこなればキャンセルとなります。そのようなことを毎回させるというのは、職員は楽かもしれませんが…。またホームページを見てもでていないですよ。ホームページを立ち上げるなら立ち上げて、メールで回答できるようにするとか、登録証についても開催する日にいけば渡せるようにしてほしいです。そもそも登録証がいるのかどうかも疑問ですが。要は、応募者の立場に立っていないのが問題かと思います。講座もあまり面白い講座がないので、講座の内容ももう少し考えていただきたいです。

シルバー まず、ニーズの把握についてですが、どのようなニーズがあるのかということに対して、各企業への訪問等ができていない状況です。受注するのが精一杯ということもあり、そこまで手が回っておりません。また、定年が上がっていることもあり、中々新しい会員が増えておらず、平均年齢も上がっておりますので、希望の多い仕事への対応があまりできておりません。公共事業につきましても、市から委託を受けているものがありますので、新たにシルバー人材センターに合った仕事がありましたらご提案いただければとお話はさせていただいております。

西尾委員 現状の話ではなく、そういうことをやろうという意欲があるのかどうかを聞いています。シルバー人材センターの意義というのはこれから多くなりますので、将来どうしていくのか教えてください。

シルバー 現状を踏まえ、今後は就業先の確保も含め、会員数を増やしていくことを大前提に活動していきたいと考えております。

西尾委員 会員になる際に2,000円支払うことは必要ですか。

シルバー シルバー人材センター公益法人ということで、会員が組織した団体になっており、会員の会費として1,000円、互助会費として1,000円いただいております。互助会も会員の中で組織しておりますので、事業等を実施していく費用も含め必要だと考えております。

西尾委員 支払わないと登録できないということですね。ずっと続けていくのですか。会員を増やそうとしている中で、そうしたことを行うのは不思議ですが。

委員長 その点についてはご意見としていただき、会員が増えない理由を分析しながら今後の課題として検討していただければと思います。現状はその線でいくということですね。

シルバー はい。次に、現状での講座の受付の方法ですが、先着順で受付をしております。様々なご意見がありましたので、定員が超えた場合は抽選とさせていただきます。電話等で申込みができないかということですが、現状では窓口での受付をさせていただいております。ご意見をいただきましたので、電話、ネットでの受付等を今後検討させていただきます。

長介課長 高齢者の方の生きがい作り、社会参加というところで、就労についてとても有意義なことであると長寿介護課も思っております。年に1回ではありますが、高齢者のお仕事フェアを企画しており、そこにはシルバー人材センターの方々も出展していただきまして、そこで人員を確保していただくような取組みをやっております。また、いちごサービスといいまして、ヘルパーの仕事、家事援助を行っていただくような資格の講座をシルバー人材センターに登録されている方に受けていただきまして、ホームヘルパーの人員も増やしていただくというような活動も行っています。また、福祉体育館で元気な方が卓球等をやっていただく中で、シルバー人材センターの人数が増えるようにチラシを置いていただく等の活動も行っているということを付け加えさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。ここで採決をとらせていただきます。いきがいセンターの指定管理者

の候補者について、「シルバー人材センター」に賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

副市長 全員賛成ですので「シルバー人材センター」に決定いたします。

議事2：その他

事務局 本日はご審議いただきありがとうございました。今後の流れですが、指定管理者の候補者については12月議会で議決案件として提出します。議決の後、指定管理者として指定されます。この結果につきましても、ホームページで市民の方に公表していきます。今後の審議会の予定ですが、来年の2月頃に3回目を開催する可能性があります。追って調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

永田委員 一つすいません。委員会の委員というのは市民委員と市職員委員で構成されていますが、委員としては全く同じ立場なのでしょうか。市職員委員が発言されることがめったにないので。それが慣例なのですか、もしくは何らかの形でどこかでお話しているのかこの場で発言しないのですか。

事務局 評価に関してもそうですが、市民委員の皆さんに出ていただく委員会の前に内部の委員会もありますし、当然ながら事務局に提出された申請書は所管の部長も見ていただいた上で提出されております。意見を言うかどうかについては、行政側の立場で出ているところもあるものですから、質問を中々言いにくいというのはあるかと思えます。現状の体制のあり方が適正かどうかについては疑問もありますし、ご意見があればそういった部分の改正も必要かと思っております。条例では行政の職員委員と市民からの公募委員となっておりますが、その点は改正することも可能です。

永田委員 市役所において意見を言うというのは中々難しいのかもしれないですが、今後のことを考えていくための委員会だと思いますので、同じ立場であるのならほとんど発言されないというのは何か変だと思えます。

事務局 体制のあり方も含めて考えさせていただきます。

委員長 いろんなご意見に対しては市職員委員からも発言することは問題ありませんので、次回からはそれぞれが対応してもらえればと思います。

永田委員 今回についても、時間が9時半から11時になっておりますが、意見がもっと出る可能性がありますので、30分程度は余裕があってもいいかと思えます。

委員長 ご意見ありがとうございます。それでは、これで令和元年度第2回指定管理者選定等審査委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

決定事項

・かとれあワークスの指定管理者の候補者について、「かとれあ福祉ネット」に決定する。

・地域福祉センターの指定管理者の候補者について、「知立市社会福祉協議会」に決定する。

・いきがいセンターの指定管理者の候補者について、「シルバー人材センター」に決定する。